

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会B） 第3回作業部会
日時・場所	平成24年7月20日（金）市役所4階402会議室
会議参加者	部会員 高橋委員、鎌倉委員、田中委員 事務局 桑山課長、広中主査、大林主任 傍聴者 なし

<p>○開会（司会：桑山課長）</p> <p>本日は、欠席される委員から連絡がきております。各部会は、少人数のため事務局で進行役をさせていただきますという事で、本日の進行役は私がさせていただきます。それでは、第3回のB部会を開催いたします。</p> <p>第1回のB部会では、キーワードを中心に議論を進めてきました。第2回のB部会では、私案なども出していただき、具体的な文言などにも踏み込んで、協議をしました。本日は第3回目ということで、条例案作成となります。はじめに事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局） C部会とA部会については、部会が完了しています。A部会では、できるだけ簡潔に書きたいという意見がありました。前回のB部会の議論の中でも、盛り込むべきことは沢山あるだろうが、意味が薄らいでしまうので、本当に書きたいことだけを3点程に絞って、書くべきだろうという意見がありました。それらの意見と前回これを書こうとなった内容を元に市長の役割を書きました。また、職員の役割も同様に、この部分を書こうとなった内容を並べて書きました。文章のつながりや書きぶりについて皆さんで議論をしていただき、部会としての案を作成できればと思います。</p> <p>引き続き、市長の責務について説明をいたします。まず、各項毎に読み上げ、説明をさせていただきます。「第1項 市長は、本市の代表として公正かつ誠実に市政を執行し、市民の福祉の増進を図る」第1項には、前回の議論までに「公正」「誠実」という文言、「公正かつ誠実に市政を執行する」、「本市の代表」を入れるという意見が出ておりましたので、盛り込みました。本市の代表として公正かつ誠実に市政を執行すると終わらせてしまうこともできるのですが、「市民の福祉の増進を図る」と結びました。この「市民の福祉の増進」というのは、地方自治法、民生委員法などの18の法令でその法令の目的のために使われている文言です。</p> <p>「第2項 市長は市政執行に関する自らの考えを市民に説明するとともに、市民の意向の把握に努め、総合的に市政を運営する」これは、議論の中で意見がでていた、「自らの考えの説明」と「市民の声を聞く」ということを盛り込み、そのうえで、総合的に市政を運営すると結びました。</p> <p>「第3項 市長は、職員を統括し、内部組織が相互に連携できる効率的な組織運営を行う」この項の議論では、「職員を統括する」と「横断的な組織運営」というのが、強く意見が出ておりました。この横断的というのをどのように表現するのか考えました。はじめは「内部組織が相互に連携し効果的かつ効率的な」というのも考えたのですが、「職員を統括し」を盛り込むと並列になってしまい、文章としてうまくなかったので、このようにしました。もうひとつは、必ずしも横断的に仕事をしなければならないわけではないので、内部組織が相互に連携「できる」と書いてみました。</p> <p>（司会） 事務局から市長の役割について、第3項までの説明がありました。このことについて、ご意見をいただきたいと思います。高橋委員いかがでしょうか。</p>
--

(委員) 「役割」という見出しが非常に良いと思います。「責務」はあまり普段使わない言葉で、このようなかしこまった時に使われる言葉ですが、「役割」は日常用語で、かつ意味がわかりやすいと思うので、非常に良いと思います。

第1項の「市民の福祉の増進」の「福祉」という言葉は独特な意味をもっているように思います。社会福祉協議会などの「福祉」という言葉が一般的な意味として日常で使われていると思いますが、ここでは、憲法で出てくる「国民の福祉」のように、暮らし、生活、権利といった諸々を含めた福祉を言っているのだと思います。一般の人が「福祉」という言葉をみたとき、社会福祉課がやるような仕事をイメージするのではないかと気になりました。

第2項については今までの議論で意見が出ていた、市長からの意見表明と、市民の声をきくという両方が入っているので、これで良いと思います。

第3項については、目的達成のためにという内容が必要ではないかと思います。例えば、第1項に定めたことを達成するために職員を統括するといったような。原案のままだと市長が組織を統括して、組織運営するだけということになってしまいます。

(委員) 第3項について、目的について具体的な文言をお考えでしょうか。

(委員) 他の条項で、市政の大きな目的を書くというのであれば、そちらからひっぱってきて、「市長は●条●項に定める■■を実現するために公正かつ誠実に市政を執行し、その実現を図る」と書き、市長の役割の条項の中で完結させるというのであれば、第1項を引用し「第1項に規定する市民の福祉の増進を図るため、職員を統括し、内部組織が相互に連携できる効率的な組織運営を行う」というのはどうでしょうか。

語尾について気になっていましたが、このように書かれているのを読んでも、それほど気にならなれませんね。法令文を読みなれていると「ものとする」という語尾になれており、とっつてしまうと読みづらいかと思いましたが、書かれているのを読んでも決して変ではない。

もうひとつ、「～べき」というのはあまり書かないほうが良いだろうと思っています。義務付け的な語尾ですと、条例が上から目線で書かれているようになってしまい、下々の者にお達するという感じになってしまうように思います。そのようなことから、今回のような語尾が良いだろうと思いました。

(委員) 私は、前文が総論となるので、総論に恵庭市のまちづくりについての目的が出てくるだろうと思っています。つまり、前文に書かれた目的を達成するために、市長があるいは職員がこのようなことをするということを書くの良いだろうと思います。

もうひとつ、同じく「役割」という見出しが非常に良いと思います。役割とするのであれば、語尾ももう少しやわらかくならなければならないと思います。例えば、「増進を図ります」「市政を運営します」「行います」としたほうがよいのではないのでしょうか。「責務」ということにすれば、「図る」「運営する」「行う」となるとは思いますが。

「役割」という言葉を提案したのは、C部会だったのでしょうか。C部会で「役割」としたとき、語尾はどのようにしていたのでしょうか。

(事務局) 前回のC部会で両方出したのですが、です・ます調とである調については、結びの部分しか変わらないので、案作成時はどちらかで良いということになりました。

(委員) 前回の市民委員会で、です・ます調が良いと思いますと言ったのですが、最終的に統一がとれていれば、私もどちらでも良いとは思いますが。ただ、「役割」というやわらかい言葉につけるのであれば、である調よりは、ですます調の文章のほうがよいかと思います。

<p>第1項については、「市民の福祉の増進」以外で別の言い回し方があったように思います。第3項については、「内部組織」というのが気になります。組織といえば内部に決まっているのではないかと感じてしまうので、内部は必要ではないように思います。文章の後のほうで、組織運営と「組織」がまた出てきていますね。</p>
<p>(委員) 組織運営の組織は取ってしまっても良いのではないのでしょうか。</p>
<p>(委員) 私も「市民の福祉の増進を図る」とした時に介護福祉といったような「福祉」をイメージしました。市民の暮らしやすさ、市民が幸福に思えるような環境を整えるというようなことがイメージできるような言葉が良いと思うのですが、言葉が思いつかないです。</p> <p>第2項目については、自らの考えを表明し、積極的に市民の意見を聞いて、それを反映し市政を運営していくということが盛り込まれているので、良いと思います。ただ、「総合的に運営する」の「総合的に」がどこまでを意味するところなのだろうかと感じてしまいます。</p>
<p>(事務局) 「客観的な視点で」という言い方があるかと思いますが、議員の役割のなかで「客観的」という言葉を使わずに「総合的」という言葉に変えました。「総合的に市政を」というのは自治法で使っている言いまわし方です。</p> <p>もうひとつ、「内部組織」という言葉も自治法で使っている言葉で、本当は「市役所」という言葉を使いたかったのですが。</p>
<p>(委員) 確かにここで「内部組織」というのは違和感があるようにも思います。</p>
<p>(委員) 内部組織だけを相互に連携できるということを云わんとしていると思うのですが、内部組織と市民や企業とが連携できるような言い回し方にしたほうが良いように思います。「調整役」というような。</p>
<p>(事務局) そのあたりは、A部会の住民参加・協働といったところに盛り込まれることになるのかと思います。目指すところが、協働でまちづくりを行っていくというのがあるので、どこかところをとっても、結局、同じような内容になってしまうように思います。</p>
<p>(委員) 先ほど「客観的」という言葉が出てきましたが、客観の反対が主観、つまり自分ひとりの考え方だけではなくてということの意味しているのだと思います。「客観的」というと、何も表現していないような言葉になってしまうように思います。ここで言いたいことは、みんなが同意してくれるようなことを目指すということなのだと思います。そのように考えると「客観」という言葉は使わないほうが良いのだろうと思います。</p> <p>先ほど言い忘れましたが、第1項で「本市の代表として」選挙で選ばれたということから、ニセコ町の条文のように「信託に応じ」というような、そういった部分をいれてはどうでしょうか。つまり、市長は市民から選挙で市政の代表として選ばれたというのを市長の役割のなかで、表現してはどうでしょうか。</p>
<p>(事務局) 確かに、代表として市民の信託に応えということを書いているところが結構あります。</p>
<p>(委員) 信託というのは自治法か何かに書かれているのでしょうか。職場で頼まれた時に使うとき、「付託を受け」という表現を使いますが、この付託というのはあまり良い語感ではないように感じます。</p>

(委員) 信託を受け代表者と書かれると間延びするような印象を受けます。
(司会) 石狩市では、「住民の信託に応えるとともに」というような書き方をしておりますね。
(委員) 色々書き方はあるかと思います。市民から信託を受けた本市の代表として…誰がというのは必要ないのかもしれませんが。
(司会) 市長は市の代表として、市民の信託に応えというように名寄市では書いています。
(委員) 代表者というところに書かないで、することの事柄に書くという方法ですね。本市の代表として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行し…という感じでしょうか。
(事務局) そうすると「公正かつ誠実に市政を執行する」で結んでも良いように思います。
(委員) ということは、事柄だけを明記し末尾にある「市民の福祉の増進を図る」という目的を省いてしまうことになりますね。第1項も第2項もやり方だけを明記することになりますね。
(事務局) 他の市の規定では、「執行する」あるいは「ものとする」で終わっているところが多かったのですが、物足りない感があったので、後ろに盛り込みました。
(委員) もしかするとないほうがすっきりするのかもしれないですね。 それから、市長の役割を条例のどこに置こうとしているのかということを考えています。市長というと偉いというイメージがあるので、前のほうにおいたほうが良いのかと思っているのですが、一方で、市民が主役で、市長はコーディネータという役割があるかと思うので、そうすると後ろのほうに置き、目的というのあまり書かず、役割についてのみ書くというのも良いのではないだろうかと思います。
(事務局) 「責務」ということになれば最初のほうに置いたほうが良いと思いますが、「役割」となれば後の方に置いたほうが良いのでしょうか。市民の役割が先に来たほうが良いだろうと思います。
(委員) 以前に議論した特定個人を前提にして市長像を描いていくかどうかというのにかかってくるのだらうかと思います。客観的に市長の役割というのを淡々と考えたほうがよいのか、それともロマンをもったうえでしてもらったほうが良いのか…市民がしたいことに対して、市や市長が取り組んでもらうというのが、昨今の自治の流れであるということから、役割とし後方に記していくのが良いのかなと思います。
(司会) 市長の役割の置く場所というのは、他の条項や全体の作成について関わってくるかと思いますが。市長の役割の第1項について「市長は、本市の代表として市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行する」とし、「市民の福祉」については「福祉」ということに限定しないほうがよいのではないかと、ということでもよろしいでしょうか。
(委員) 福祉という言い回し方だとイメージが違うかなと思います。
(委員) もっと広い意味の言葉が良いでしょう。

<p>(司会) 「市政を執行する」と簡潔にする方法と、例えば函館市のように「市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません」というような文言を入れているところもあります。それよりも、すっきりとした書き方ということではよろしいでしょうか。</p>
<p>(委員) 函館市の今の項は、第2項と合体したような形になっているようですね。この3つの項は、どのような関係になるでしょうか。第1項が基本原則を書いており、第2項で具体的に自分の理念や考えを説明し、市民の意向も聞きますとし、第3項では組織運営をこのようにしますということでしょうか。</p> <p>先ほど、第3項で目的達成のために第1項で規定するというようなことを言いましたが、逆に目的についてはこの条項では明記しないと整理するのであれば、「市民の福祉」というようなことではなく、第3項についても何も入れず、簡潔に書いていくとわかりやすく良いのではないのでしょうか。そのように考えると「内部組織」という言葉は法令用語であるとしても、違和感があるように思います。</p>
<p>(委員) 私も賛成です。第2項に市長が自らの意見も出し説明し、市民の意向を把握し運営すると具体的に示し、第3項で職員の統括と内部が相互に連携できる組織運営を行うということがしっかりと書かれているので、大丈夫だと思います。</p> <p>役割とするのであれば、これで良いのだと思います。この他、語尾を「ですます」にするか「である」にするか決めて整理すれば、これで良いのかと思います。</p>
<p>(事務局) 第3項ですが、「内部組織」という用語を削除してみてもはどうでしょうか。</p>
<p>(委員) 職員といえば組織だと考えております。職場を離れても、職員も個人として頑張ってもらいたいという気持ちはありますが、個人で仕事をするということはないと思っております。職員を統括し、職員が相互に連携できる効率的な、その後に組織を入れると良いと思います。</p>
<p>(事務局) 職員を統括することと効率的な組織運営を行うことと並列で書く。つまり、その効率的な組織運営のやり方として相互に連携できるというのが文頭につきます。</p>
<p>(委員) その場合の相互の主語は何になるでしょうか。「内部組織」という用語を削った場合、職員が主語というか職員が相互に連携できるという考えでしょうか。</p>
<p>(委員) 「それが」という代名詞を入れて職員を示すとわかりやすくなるでしょうか。「市長は、職員を統括し、それが(つまり職員が)相互に連携できる効率的な組織運営を行う。」というところでしょうか。あるいは職員を統括し、「そして」を入れるとよいでしょうか。</p>
<p>(委員) 何も入れなくても、「職員」が近くに書かれているので、文面の流れで「職員の相互連携」というのがわかるように思います。</p>
<p>(事務局) その場合、「組織運営」という言葉でよろしかったでしょうか。「市政運営」ではなく「組織運営」ということで大丈夫でしょうか。</p>
<p>(委員) 第2項に「市政運営」というのがありますね。</p>
<p>(司会) 帯広市や苫小牧市も「組織運営」や「組織の運営」と書いていますね。</p>

(委員) 職員と限定して、そして市政とすると意味が広がってしまうように思います。
(事務局) ここは、「組織運営」と考えてよろしいでしょうか。
(委員) そうすると原案から「内部組織」のみを削るということですね。
(委員) 「である」「ですます」の語尾の問題も、あとは趣味の問題になってしまいますが、この文章の語尾はどちらにも分類されないように思います。私は、「である」のようにきっちり断言しているのが好みです。条例に親しみなどは必要ないと思っています。
(委員) 他の部会との兼ね合いから、変わることもあるかと思いますが、「である」調で市民委員会に案を出してみても良いと思います。
(委員) それから、第2項のところの「自らの考えを」というのをもう少し政策的、理念的な感じのニュアンスを出せる言葉があったらと思いますが、いかがでしょうか。
(委員) 市政推進の方向を明らかにする、市政の将来のビジョンを明らかにすると表現しているところがあったと思います。
(委員) 第2項の全体の文章が、なんとなく事務的なトーンになっているように思います。そこをビジョン的あるいは理念的なニュアンスのある言葉で、メッセージを込めた意味合いを出したいと思うのですが、代案がないです。
(委員) 1回目のB部会では、「市政執行に関する理念を」という意見があったかと思いますが。
(委員) ビジョンや理念など、将来への考えを説明するだけなのか、あるいは、市政に関する方針や決まったことなども含め、市民に説明するということなのか、ここではどちらでしょうか。
(委員) ここは、具体的な政策は打ち出さなくて、姿勢のようなものを示すのが良いのでしょうか。理念というと抽象的だという議論があるかもしれませんが、ここで市長に期待したいのは、市長が恵庭市の将来をどのように考えているのか、市民に伝えて、市民の考え方もよく把握して、総合的に市政を執行してくださいというメッセージの部分ですよ。なので、原案の「自らの考えを市民に説明する」で充分気持ちは伝わるのだと思いますが、もう少し良い言葉があればと思います。
(委員) 理念や志を持つというのをB部会の第1回目でキーワードとして出ていますね。そして、第2回の時には、公正や公平、誠実というキーワードも出ており、つきつめていったらそれぞれが永遠の議論となるのではないかと、その時にも発言した記憶があります。哲学的な議論になってしまうので、あまりそこを突き止めないほうがよいのではないかと思います。
(事務局) 「市政執行に関する」というのを違う言葉にするとどうでしょうか。「自らの考え」の部分を変えるのではなく、「市政執行」を変えるので、良いのではないかと思います。
(委員) これを具体的な場面で考えたとき、市長はどのようなところで考えを発表するのでしょうか。ひとつ思いつくのは、年度当初の議会の時に演説するかと思いますが、その時でしょうか。それ

以外でも、様々な場面でたくさんありますよね。

(事務局) 前回のB部会で委員が言っていたのが、市政の執行方針つまり自らの考えについては、議会での執行方針演説だけではなく、インターネットや広報などを通じて、直接市民に向けて出してほしい。というのをイメージして、市民に説明すると書きたいと言っていたかと思います。

(司会) 函館市などは、「市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに」という書きぶりになっておりますね。

(委員) 先ほどからいろいろと議論をしましたが、原案もいいなという感じがでてきましたね。「考え」と「説明」という言葉に膨らみがないのかもしれませんが。

(委員) 「説明」を「示す」と言い換えるといかがでしょうか。少し重みがでるように思います。

一同賛同

(委員) あとは、「総合的に市政を運営する」というところですね。前段と後段とのつながりはどうなるのでしょうか。総合的には何を意味することになるのでしょうか。自分の考えを言って、市民の考えも聞いて、それらを総合して市政を運営するということでしょうか。

(事務局) ここで言う総合的は、自分勝手にしない、広い視点にたってという意味です。「総合的に市政を運営する」は他のものを参考にしたフレーズです。

(委員) 「市政の運営」と「市政の執行」とありますが、これは意味的に何か区別をしているのでしょうか。

(事務局) 第1項は、公正かつ誠実に職務を遂行するというイメージをもっており、「職務を遂行する」というのは職員の役割のところ使っております。

(委員) つまり、市長の場合「職務の遂行」よりももっと大きなところで、「市政を」ということなのですね。「執行」と「運営」とで意味的に違いはあるのでしょうか。

(事務局) 「執行」は直接的、能動的な感じがします。「運営」は自らしなくても、結果動いていけば良いということでしょうか。

(委員) では、市政執行の「執行」を削除し、「市長は市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握に努め、総合的に市政を執行する」とすれば、執行と運営を2度使わなくて良いのではないのでしょうか。

(委員) なるほど。特に「執行」と「運営」との意味を極端に分けて使わないのであれば、統一したほうが良いのではないのでしょうか。「市政執行に関する」というのは端折ってもよいように思います。意味を変える必要があるのであれば、使いわけても良いとは思いますが。

(事務局) イメージとしては、行政経営というようなことで、「運営」という言葉を使っているとは思いますが。

(委員) 第2項について、市政執行の「執行」だけを削除して、後は原案通りというのはいかがでしょうか。第1項は市長の主体的なこうしたいというものを示し、第2項では自分のことも言うが、市民の話しも聞かし、市全体を見据えて市をコントロールするということで、「運営」とするのであれば、あえて「執行」と「運営」を区分けするということができるのではないのでしょうか。

(事務局) 使い分けをした場合には、逐条解説に丁寧に書いていく必要がありますね。

(司会) 第2項で「市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握に努め、総合的に市政を運営する」の「総合的に」という部分について、先ほど話がありましたが、現地点では、「執行」を除くということによろしいでしょうか。

一同賛同

(司会) 第1項は「市長は、本市の代表として市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行する。」でよろしいでしょうか。

(司会) 市長の役割の条文について、再度確認をさせていただきます。第1項 市長は、本市の代表として市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行する。第2項 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握に努め、総合的に市政を運営する。第3項 市長は、職員を統括し、相互に連携できる効率的な組織運営を行う。
市長の役割については、これによろしいでしょうか。

一同賛同

(司会) 続きまして、職員の責務について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 職員の責務については、前回までの部会で、市長が横断的に組織運営をするのであれば、職員も横断的に仕事をするべきだという意見がありましたが、先ほどの第3項の書きぶりだとそれらも網羅されることになるのではないかと思います。

職員の役割については、横断的に仕事をするということと宣誓文で誓ったことを守る、市民としての自覚をもつ、市民と一緒に仕事をしていくのだということに絞りました。

本日の資料の裏面に、恵庭市職員のサービスの宣誓書に関する条例で定められている宣誓書を載せました。たたき台を作るのに当たって、宣誓文に書かれている誠実かつ公正に職務を遂行するということを書くのも良いのですが、宣誓をしているということを条例の中に書き知らせ、そしてその宣誓したことを守っていくのだということを書くのはどうかと考え、第1項「職員は、サービスの宣誓をした内容を遵守し、公共の利益のため職務を遂行する。」としました。これは、平等、公平かつ公正、誠実ということを含んだ内容をこのような表現にしてみました。

第2項は「職員は、市民であることの自覚を持ち、市民と共にまちづくりを進める。」としました。市民としての自覚を持つということと、市民と一緒に仕事をしていくということを書きました。

他の市を見ていると、職員については、うるさくは書いていないようなのですが、他に規定すべきことがあれば盛り込むと良いでしょうし、書きぶりについては、皆さんでもんでいただければと思います。

(司会) 事務局から説明がありました、どうでしょうか。
(委員) 第1項のサービスの宣誓について入れるという趣旨はわかりましたが、中身がみえないものを書いてしまうと何を宣誓しているのだろうかということになってしまう。そのため、中身を書いていく必要があるのかなと思います。 職員には何を期待しているのかということになると、職員には、一生懸命働いて欲しいというのに尽きるのではないのでしょうか。物理的な部分では、制度等を公正かつ適正に運用してほしい、行政的な仕事をしてほしいということと、積極的には何か新しいことを企画する、よりよくすることに取り組む姿勢をもって仕事をして欲しいということでしょうか。 この「市民と共に」というのは、具体的にどういうものでしょうか。この委員会も、正に市民と共にまちづくりについて取り組むという場のように思います。
(事務局) 他の自治体では、「市民目線」、「市民本意」「市民の視点にたつて」というような言葉を使っています。
(委員) 「市民目線」というのは、まるで市職員が上にいるから、下にきて市民目線に立つという感じになってしまうように思います。昔のお役人様のようになってもらっては困るというのは、当然あるのですが、それを云わんがために、市民と一体となってということをあえて強調する必要はあるのでしょうか。具体案が思いつかないのですが。
(委員) お話を聞いていて、市民の目線に立ってというような言い回し方が、今まで職員が市民より立場が上で、市民の目線まで降りてきたのだという印象を受けるというのは、最もだと思いました。そのような言葉はあたり前のことなのだから、無しにしてしまうというのが良いように思います。宣誓書に書いてある「地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います」というのがそのものだと思います。おっしゃるように、宣誓書の通りという風にも書いても、内容がはっきり見えてこないの、この部分を生かして条文に書けば良いように思います。他の市町村も、宣誓書に書いてあるような文章になっています。宣誓書が職員の役割となってくるように思います。
(委員) 奉仕者という言葉はいかがでしょうか。職員の方は、奉仕者という語感としては受け入れられますか。
(事務局) 「全体の奉仕者」ということは自然に受け入れられます。
(委員) 「奉仕」というのは、行政はサービス業といえサービス業なので、ぴったりといえぴったりですね。 民主的という言葉なのですが、例えば「男女同権」という言葉は、ある程度その権利などが当たり前のところでは、「男女同権」ということは言いません。同じように民主的とあえて言うということは、民主的な土壌ではないということになるような印象を受けます。 そのように考えるとこの宣誓書に民主的と出てくるのは、憲法ができた頃の息吹というか当時の雰囲気が伝わってくるように思います。宣誓書というのは、ずっと直されていないのでしょうか。
(委員) 他の市町村でも、民主的という言葉はないですね。なので、基本として、この宣誓書の内容を上手に使っていけばよいのかなと思います。

<p>(委員) 宣誓書の「誠実かつ公正に職務を執行する」という部分は、正に職員に期待するところですね。また、全体の奉仕者というのは、一部の人のためではないという意味あいでしょうね。</p>
<p>(委員) 札幌市、函館市、帯広市、芦別市、名寄市では「全体の奉仕者」としており、北見市「市民の視線」留萌市「市民の立場」、苫小牧市、稚内市、江別市は「市民の視点」、美唄市「市民の目線」などとなっており、「全体の奉仕者」と「市民の～」は半々くらいになっているようですね。</p>
<p>(事務局) もともとは、地方公務員法において条例で定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないという規定があって、恵庭市では、恵庭市職員サービスの宣誓に関する条例によって宣誓が定められております。その中で、職員は職務にあたるには宣誓をしなければならないとあります。つまり、宣誓をしなければ仕事をすることはできないということです。これは、自分が誓わないと仕事ができないということになり、誓ったならば、誓ったとおりにしようというのを書きました。同じことを書くにも、直接条例で規律するのではなく、既に宣誓したことを守るということで考えました。なので、逐条解説のところで、条例と宣誓の部分に掲載し、公務員はこのようにことに則って仕事をしているのだというのを書くのはどうだろうと考えたところです。</p>
<p>(委員) なるほど。意図は理解しました。</p>
<p>(委員) すっきりしていてわかりやすいとは思いますが、ただ、期待するところ、つまり市民と共にまちづくりをすすめるために職員にどうしてほしいのか、というメッセージをこめたほうが良いのかなと思っています。この条例の趣旨であったり、協働をすすめるための職員の役割であったりとかそのあたりを込めたほうが良いように思います。</p>
<p>(委員) 市の職員としての立場・地位というのがあり、それをしっかりと自覚をしてもらうということと、市民から遊離した形でひとり歩きするようなことなく、我々のために働いてもらいたい、市民との関係ではその二面性があると思います。なんといっても市の職員は権限をもっています。例えば、税の滞納処分を行ったり強行的な徴収権をもっていたりします。そのような仕事を強権的に進めていくのだけではなく、市民と共に歩むという部分も必要だと思っています。</p> <p>第1項の宣誓した内容と公共の利益のために職務を遂行するというのは、地方公務員としての権限をもたされたら、その通りしっかりするぞということだと思います。第2項については、市民と共に歩むという部分がかかれていたのだと思います。</p> <p>話しがそれですが、「まちづくり」という言葉が出てきますが、これを定義しなければと思っています。色々な場面で「まちづくり」という言葉が使われていますが、あいまいな用語表記だと思います。以前に「まちづくり」は、何かで定義されているとおっしゃっていたかと思いますが。</p>
<p>(事務局) 「市民と行政の協働のまちづくり指針」です。</p>
<p>(委員) とおりが良い言葉なので、意味を把握しないまま、よく使われているように思います。この第2項については、共に進めていくということなので、はっきりしないままでも良いのかもしれませんが。条例の名称と市長の役割の条項については、まちづくり基本条例ではなく自治基本条例、まちづくりではなく市政としたほうが良いように思います。ニセコがなぜまちづくり基本条例という名称にしたのか、未だに理解できないでいます。</p>
<p>(委員) 先日の第11回市民委員会で委員長は、「自治基本条例」とするところが多かったが、最近「まちづくり条例」とするところが多くなってきたと言っていたように思います。</p>

<p>(事務局) 委員長は「行政基本条例」は言いづらいので、「まちづくり基本条例」と言い換えているところが多いですねと発言していました。</p>
<p>(委員) 私が最初の委員会で考えていたのは、恵庭のまちをどうするのかという討議をしないのだろうかということでした。その討議をしないままここまで来てしまっています。振返ってみると、恵庭市まちづくり委員会で所謂事業仕分けがありました、その時にも第1回目にも恵庭市をどのようなまちにしたいのかという討議をしないまま、この事業は見直しか廃止か継続かというのを判断するのはおかしいのではないかと発言したのですが、結局はその討議はしないということになりました。それぞれが思っているイメージで判断するということになりました。恵庭のまちをどうしたいのかという討議に戻るといことは、大変な労力を要することになりますが。現在は、皆それぞれにまちづくりの理念をもっているだけになってきていると思います。傍聴に来ていた議員の方のブログを拝見したところ、「恵庭のまちづくりの討議をするのかと思っていたが、しないまま進んでいる」そして、それについて疑問を感じるというようなことが書かれておりました。この部会でも、それぞれが恵庭のまちづくりについてばらばらの考えがあり、それぞれの思いでこの案を出し合っております。非常に難しいことですが、まずは恵庭のまちをどのようにしたいのかということを討議してみる必要があるのかもしれない。</p>
<p>(委員) 確かに恵庭のまちをどのようにしたいのかというのは、今一番の大きなテーマだと思います。ただし、この条例自体は恵庭市をどうするのかというのを書かないですね。何かをするためにどうやってするのかということを書くことになります。なので、市長はこのようなことをこのようにするという書き方でよいという理解で良いですね。福祉政策については、このようなことをするというような個別のことは書かないで、それぞれの課題については5ヵ年計画やそのようなものに則ってする。それをする時には、市長は自分の考えをしっかりと言うし、市民の考えについてもしっかりと聞く、それから市役所の職員をしっかりと統括する。そのようなやり方だけしか書かないので、ある意味空っぽといえば空っぽというのはあるのかもしれない。</p>
<p>(委員) 確かにその通りかもしれません。私自身がなぜこの委員会に応募したのかということにつながりますが、恵庭市民憲章が基本だと思っております。恵庭市民憲章には、5ヶ条がありますが、そのなかで謳われているようなまちづくりをしましょうという気持ちがあります。</p>
<p>(委員) それは、この条例と組み合わせることだと思います。つまり、市民憲章は魂のようなもので、それを実現するために、自治基本条例でどのようなやり方で実現していくのかということですよ。市民憲章があるという話しになり、市民憲章と合体させるのかどうかという議論になった時に、それとは違うということでした。市民憲章は市民憲章としてのあり方がないと私は理解しており、市民憲章の理念は、それはそれで全うすることを基本として考えております。では、自治基本条例では何をするのかというと、市民憲章で謳われていることを実現するためのやり方を決めていこうということだと思います。</p>
<p>(委員) 恵庭のまちづくりということになれば、市民憲章が理念だと思っております。「市民と行政の協働のまちづくり指針」を作成した時にも、時間をかけ、様々な議論をいたしました。その時も、基本は市民憲章を念頭にということになりました。</p>
<p>(委員) 確かに、全体で議論をしてみたほうが良いのかもしれないですね。自治基本条例に対する距離感というのが違うかもしれないですね。中身を入れて作成しようとしている委員もいるかもしれませんね。</p>

<p>(事務局) 現在、D部会までしており、各委員全員が何らかの部会に出席していることになっておりますが、スタンスとしてシンプルに行こうというのと具体のことは避けるような方針で書くということが、統一されている感じです。</p>
<p>(委員) 私は最初に開催された委員会には出席することができなかったのですが、市役所の業務内容について各部から説明があったというふうに聞いております。それをふまえて、委員長は、ここで新たなものをつくりあげるというのではなく、それぞれの分野でしていることをどのように全体を取りまとめどのように進めていくのかという基本スタンスを書くのが、この自治基本条例だと認識していると思っております。私もそれぞれの中身の部分というのは、すでにあるのですから、やり方について書けば足りるのだろうと思っております。</p> <p>それで、もし魂との関わりをつなげるのであれば、市民憲章をこの基本条例の中に実現するためのテーマとして、例えば前文のなかに入れるといったことも可能なのではないのでしょうか。関係を明確にするというのは大切だと思います。</p> <p>最初に感じたのは、市民憲章があるのに、なぜ自治基本条例をつくるのだろう印象でした。市民憲章と自治基本条例の位置づけを考えた時に、市民憲章の理念を具体的に実現していくためのやり方をこの自治基本条例で宣言するということだろうと思っております。</p>
<p>(事務局) 次回の市民委員会が、この前文・総則となりますので、その時にこのB部会で、市民憲章について盛り込んでどうかという意見が出たというのは、議題の中に入れてみたいと思います。</p>
<p>(委員) 私は、前文に市民憲章を入れるべきだという主張ではなく、委員それぞれの心の中にこの市民憲章が大前提としてあるということを持っていけば良いと考えております。気持ちとして市民憲章に戻っていくという作業が必要だと思っております。その上で、それぞれの条文を考えていくと良いのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、具体的に職員の役割について、市民憲章に基づいて考えてみると、宣誓書の後段の文言がいくつかは生きてくるのだと思います。第1項目に「全体の奉仕者」「市民の視点」というのを入れ、第2項目は遂行するためには、自己研鑽をするというのをどこかに入れていければ良いのではないだろうかと考えております。案については、能力の向上について、どこにも記載されていないようなのですが。</p>
<p>(司会) 職員の役割の第1項について、職員のサービスの宣誓をしたということだけではなく、内容も明示したほうが良いという意見が出ていたのですが、そのことについて、ここである程度方向性を決めていたほうが良いのかと思います。逐条解説で掲載することは可能ですが、逐条解説は条例文そのものには出てこない形になります。</p>
<p>(委員) 盛り込むかどうかということもそうなのですが、「役割」ということについて考えた時に「職務を遂行する」役割というのはすっきりとするのですが、「市民と共にまちづくりを進める」というのが、果たして役割なのか。責務という言い方ではなくなるので、その時に果たして、まちづくりを進めるというのがぴったりくるのかという疑問があります。</p>
<p>(司会) つまり、「役割」としているのです、ここでの「共にまちづくりを進める」という表現ではなく、違う表現が良いということですね。</p>
<p>(委員) 見出しと第2項の中身がずれてしまった感じはありますね。</p>

(委員) そのように考えた時に、技能の研鑽などといったことを入れると言い方が難しくなってしまうのかなと思います。
(委員) ひとつは、第1項に大原則となるサービスの宣誓に書かれた「誠実かつ公正な職務執行」について書き、それを実現するためには、自己研鑽に励むというのを第2項に入れてはどうでしょうか。現在の第2項の案は、「市民と一緒にだ」というニュアンスが強いですよね。自分も市民であり、そのため同じ市民と一緒に行動しているのだと思います。
(委員) 苫小牧市は、第2項の考えのみのようですね。留萌市、北見市や美唄市も同じようになっていますね。職務の遂行のためにも「能力の向上」について、ふれています。
(委員) 逐条解説を読んで内容がわかるというのではなく、条文を読んでもらって分かる、完結するというのが良いだろうと思います。
(司会) ここでは、宣誓をしたこと内容を遵守するというのではなく、具体手的な文言を入れるということでもよろしいでしょうかね。
(委員) 宣誓書の2段落目の「民主的」と「能率的」というのを取りたいなと感じます。「公務を運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する。」というのはどうでしょうか。
(委員) それが良いのではないのでしょうか。
(委員) 「民主的」と「能率的」というのをはずしてしまっても良いのでしょうか。先ほども話しましたが、民主的といれると民主的ではないからと感じてしまいますので、あえて入れないほうがよいのかと思います。
(委員) 入れなくても良いと思います。
(委員) 仕事をするのは、当たり前なことなので、中身がないと少し違和感がありますね。
(司会) 他の市町村にあるような「全体の奉仕者として」というのを前にもってきて、「公正かつ誠実に職務を遂行する」という文言になるのでしょうか。
(委員) 能率的と効率的とは意味合いがどのようかわるのでしょうか。効率的とすると最大限力を出してという感じになるかと思いますが、どうでしょうか。
(委員) 確かに今はあまり能率的という表現は使わないですね。効率的としたほうがなじむように思います。職員は公務を効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行する」それか、「職員は、全体の奉仕者として、公務を効率的に運営すべき責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行する」というのはどうでしょうか。ここでは、「責務」として良いように思います。役割とするとぼやけてしまうように思います。
(司会) 「職員は全体の奉仕者として、公務を効率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行する」ということでよろしいでしょうか。

(委員) このように原文をバラバラにして、つなげるとバランスの悪い文章になってしまっているように思います。公務と職務はどのように使い分けていることになるのでしょうか。
(事務局) 公務は運営で、職務は執行となっているようですね。
(委員) 宣誓書の前段部分の「地方自治の本旨を体するとともに」というのは入れなくても良いように思います。本旨を体するというのはどのようなことでしょうか。
(事務局) 心に留めて守るということになっております。
(委員) 宣誓書を生かした形で、「職員は、公務を効率的に運営すべき責務を自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する」というので案は良いのではないのでしょうか。
(委員) 第2項は、自身を高めるということを是非入れていただければと思います。
(事務局) 市民であることを自覚するというのは、入れなくてもよろしいでしょうか。
(委員) 私は当たり前のことなので、むしろ入れないほうが良いのではないかと考えています。それを入れると、市職員というのは市民の自覚がないのかということになってしまうように思います。市民の自覚がなければ書いたほうが良いと思いますが、市民の自覚はあるのですよね。
(委員) 私もわかっていることなので、書く必要はないかと思っています。
(委員) この部分は、職員向けのメッセージということになるのかと思います。市民としての自覚というのや、市民の目線というのはいらないと思います。その代わりに「研鑽」に努めるというのはいれていただいた方がよいと思っています。
(委員) 全く同感です。研鑽は入れたほうが良いと思います。市民も研鑽に励むべきですし。
(委員) 分野としては、どうでしょうか。全人格に研鑽を努めるということなんでしょうかね。他の市町村のものをみると法制執務に関する研鑽と具体的に書いているのがありますが。
(委員) 政策立案能力や法制執務能力など具体的に書いてあるところがありますが、必要ないと思います。
(委員) これは、条例作成当時の流行りの動きだったのではないのでしょうか。抽象的な言い回しはないのでしょうか。
(委員) 登別市などは、「職員は、他の職員が市の行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為を行っていることを知ったときは、その事実を市長に報告しなければならない」と書いてありますが、よほど何かあったのでしょうか。他の職員の公正を妨げというのはすごい言葉ですね。お互いに足をひっぱっていたのだらうかと思っています。 職員は、自己の能力の研鑽に努めるというのは、ごく一般的で重要なことだと思うので、入れると良いですね。

(司会) 帯広市は、「市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。」としていますね。
(委員) シンプルで良いですね。
(事務局) 第2項で「自ら市民であることを自覚する」というのを削ってそこに入れるということですよ。「職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努め、市民と共にまちづくりを進める」ということでしょうか。
(委員) その研鑽がまちづくりにつながらないように思います。
(事務局) 市民と一緒にするという部分はどうでしょうか。
(委員) 私はいらないように思います。市長の役割のところでは、市民の意向を聞くという言い方をしました。市の職員については、組織の中で、サービスの宣誓書に書かれているようなことはしっかりと心構えをもってもらい、自分自身を高めるための研鑽をして、仕事に励んでくださいということ。それに、さらに市民と共に歩むというのはなじむでしょうかね。
(委員) 個人的には、その部分がメインなのかなと思っています。
(事務局) この部分が「市民目線」や「市民の立場」というのを言い換えているような部分があるのかと思います。
(委員) 一緒にするというのは、どのようなイメージなのでしょう。このような場もひとつだとは思いますが。
(事務局) この条例自体が、これからのまちづくりの主役は市民で、その市民と行政が協働でまちづくりをしていくための基本方針を作る条例ということになっているので、その部分をここで書いているのだと思います。
(委員) なるほど、そのようなことであれば、共にまちづくりを進めるという部分は必要となってきますね。
(事務局) 役割にあわせようとする「市民と共に協働のまちづくりを進める」となるでしょうか。
(委員) 3項立てにしても良いと思います。第2項目に自己研鑽について触れ、第3項目に市民と共にというメッセージを出すのが良いのではないかと思います。
(委員) 内容は違うことを言っているので、項は別々にしたほうがよいですね。あるいは独立の条を別に作るのか。
(委員) 3項にするというので、構わないと思います。
(委員) 第1項では心構えを書き、第2項で自己研鑽について書く、そして第3項で具体的に市民と一緒にしようということになるのでしょうか。そうすると、後は見出しとの関係ですね。市

<p>民と共にするというのが、役割につながってくるのかということですね。</p>
<p>(事務局) 第1・2項は決まりましたね。第3項の市民と共に協働のまちづくりを進めるというのは、それだけでは少し弱いようですね。</p>
<p>(事務局) 市民と共にまちづくりをする時の職員の役割というのを考えると、ひとつは専門的な知識があるというのが職員の役割ではないかと思います。そのように考えると、江別市の第2項に書かれているように「職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努める」というような書き方をする方法もあるのではないのでしょうか。</p>
<p>(委員) それでは、現在案の第2項・3項を合体させるようなことですね。</p>
<p>(委員) 市民自治を進めるための、能力の向上ということですね。</p>
<p>(事務局) そうなると何の能力かが、はっきりしないことになってしまいますね。職務の遂行の能力と市民自治を推進するための能力…まちづくりを推進するために必要な能力となっているので、もっと大きな括りですね。</p>
<p>(事務局) ここで私がイメージしていたのが、以前の職場で、市民の方と一緒に仕事をするにあたって、自分が求められていたということは、その業務における専門知識や情報の提供でした。市民と一緒に仕事をするにあたって、様々な知識や専門性があっても良いのではないかと思います。</p>
<p>(委員) 第1項で志を述べ、第2項で研鑽について触れ、第3項でその研鑽した知識を充分に使って、市民と共に進めるまちづくりに生かすとすると3項つながるかと思います。ただ、具体的な文章がすぐには出てきませんが。</p>
<p>(事務局) それでは、職員の役割については本日のご意見を3項にまとめて再度作成し、皆様に郵送します。その上で、ご意見があれば申し出ていただければと思います。</p>
<p>(委員) この分野の区分けをあまり議論しないまま分け、分担を決めました。その中で気になっているのが、市長、市民、職員といった主体別役割については見えているのですが、それ以外は行政運営などのようなことで、大きく括られており、することについての条立てあるいは項目だてをする必要があるのではないかと考えております。行政運営についてはということについて詳しく委員会で話しをしていないように思うのですが。</p>
<p>(事務局) 部会に任せてしまっている状況です。他の市町村でも行政運営については、たくさん書かれています。その中で恵庭市は、市民と協働のまちづくりを進めるにあたって恵庭市の行政のどのようなことを書いていこうかというのを部会で考えていき、必要なことを書いていきましょうという話しになっております。</p>
<p>(委員) なるほど、わかりました。</p>
<p>(司会) それでは、今後の市民委員会の日程等の確認をいたします。</p>
<p>(事務局) 次回の市民委員会は7月30日、それ以降が8月9日、8月30日となっております。さ</p>

らに8月30日の市民委員会終了後、中間フォーラムをします。中間フォーラムではパネルディスカッションをするのですが、その進行役を小山副委員長にお願いしています。さらに委員から2名パネリストとして出てもらうのですが、委員にパネリストをお願いしたいとなったのですが、いかがでしょうか。

(委員) 現在、突発的に仕事が入ることがあることがあり急に欠席ということもあり、ご迷惑をおかけしてしまう可能性が大きいというのと、体調面から大勢の前で話しをすることに懸念がありますので、大変申し訳ないのですが、お受けするのが難しい。

(事務局) 了承しました。パネリストについては、次回の委員会で再度話しあってみたいと思います。

(司会) それでは、本日の部会を終了いたします。お疲れ様でした。